国立大学法人群馬大学教職員の再雇用に関する規則

平成25．8．1　制定

（目　的）

第１条　この規則は，国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第24条の規定に基づき，定年により退職した教職員の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規則において「再雇用教職員」とは，就業規則第21条に規定する定年退職後，引き続き再雇用された者をいう。

（対象者）

第３条　再雇用の対象となる教職員は，再雇用する年度の前年度に国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）を定年により退職した者とする。

（再雇用の方法）

第４条　再雇用は，前条に規定する者で，定年退職後，引き続き再雇用を希望するもの（以下この条において「再雇用希望者」という。）について行うものとし，再雇用の期間は，１年を超えない範囲内の期間（４月１日から翌年３月31日までの期間に限る。以下同じ。）とする。ただし，再雇用希望者が，就業規則第14条第１号から第３号までの規定のいずれかに該当する場合は，再雇用しないことができる。

（再雇用の更新）

第５条　前条の期間は，１年を超えない範囲内の期間を定めて更新することができる。

（再雇用教職員の雇用上限年齢）

第６条　再雇用教職員の雇用上限年齢は満65歳とし，第４条及び前条の期間は満65歳に達する日以後の最初の３月31日を超えることはできない。

（身　分）

第７条　再雇用教職員は，次に各号に掲げるいずれかの身分とする。

（１）常勤の再雇用教職員

（２）国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則第３条第２号に規定する短時間雇用教職員（以下「短時間雇用教職員」という。）

（この規則の規定の特例）

第８条　本学の教職員から本学以外の国立大学法人等の幹部職員（課長級職員）に登用

された者（平成16年３月31日以前に，群馬大学の職員から群馬大学以外の国立学校等の課長等に登用された者を含む。）で，他の国立大学法人等を定年により退職（当該大学に再雇用された後，退職した場合を含む。）した者については，第３条に規定する者とみなし，第４条から第７条までの規定を準用して再雇用することができるものとする。

（雑則）

第９条　特別の事情により，この規則によることができない場合で学長が特に必要と認める場合は，別段の取扱いをすることができる。

附　則

１　この規則は，平成25年８月１日から施行する。

２　この規則施行の日の前日において，再雇用されていた者については，なお従前の例による。

３　再雇用教職員のうち，その生年月日が次表の生年月日欄に掲げる期間内にある者の身分については，第７条の規定にかかわらず，短時間雇用教職員とする。ただし，最初に再雇用された日から，同表生年月日欄の区分に応じ同表年齢欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の３月31日までの期間は，常勤の再雇用教職員とすることができる。

生　年　月　日	年齢
昭和28年４月２日～昭和30年４月１日	61歳
昭和30年４月２日～昭和32年４月１日	62歳
昭和32年４月２日～昭和34年４月１日	63歳
昭和34年４月２日～昭和36年４月１日	64歳